

食品安全委員会企画等専門調査会

(第30回) 議事録

1. 日時 令和2年6月12日(金) 14:00~15:39

2. 場所 食品安全委員会 中会議室(赤坂パークビル22階)

3. 議事

- (1) 令和元年度食品安全委員会運営状況報告書について
- (2) 令和2年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について
- (3) 令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練について
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

合田座長、阿知和専門委員、有路専門委員、有田専門委員、石田専門委員、
畝山専門委員、大塚専門委員、大西専門委員、鬼武専門委員、神村専門委員、
亀井専門委員、後藤専門委員、小西専門委員、佐藤専門委員、下浦専門委員、
高岡専門委員、戸部専門委員、松本専門委員、米田専門委員

(専門参考人)

唐木専門参考人、原田専門参考人、横田専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田(緑)委員、堀口委員、香西委員
吉田(充)委員

(事務局)

小川事務局長、鋤柄事務局次長、矢田総務課長、近藤評価第一課長、
箴島評価第二課長、渡辺情報・勧告広報課長、秋元リスクコミュニケーション官、
蛭田評価情報分析官、入江評価調整官

5. 配布資料

資料1 令和元年度食品安全委員会運営状況報告書(案)

資料2 令和2年度の「自ら評価」案件の選定について(案)

資料 3-1 令和 2 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画

資料 3-2 令和 2 年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子（案）

6. 議事内容

○合田座長 定刻になりましたので、ただいまから第30回の「企画等専門調査会」を開催します。

それでは、事務局から現在の出席状況の報告をお願いします。

○矢田総務課長 本日は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、食品安全委員会決定「テレビ会議またはWeb会議システムを利用した食品安全委員会への出席について」の2に基づいて、19名の専門委員、3名の専門参考人がWeb会議システムを利用して出席予定となっております。

現時点では、18名の専門委員と3名の専門参考人に御出席をいただいております。

亀井専門委員につきましては、御都合により15時から出席予定と伺っております。

食品安全委員会からも7名の委員が出席です。

なお、本日は、5名の専門委員が欠席の予定でございます。

また、企画等専門調査会は、原則として公開となっておりますが、このような事情から本日は、傍聴者を入れずに開催することとしております。

なお、本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYoutubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

では、続いて、事務局から資料の確認をお願いします。

○矢田総務課長 資料につきましては、事前にお送りさせていただいているところでございます。

今回の資料は、資料1の束として「令和元年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」、A3のものでございます。それと、その参考資料でございます。

資料2が「令和2年度の「自ら評価」案件の選定について（案）」。

資料3-1と3-2が、ホチキスでとじてあると思えますけれども「令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画」と、資料3-2が「令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子（案）」。

以上でございます。

お手元に準備いただいておりますでしょうか。

○合田座長 皆様よろしいですか。

では、続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、令和元年11月14日の企画等専門調査会資料の確認書を確認しましたところ、同委員会決定に規定する事項に該当するの専門委員はいらっしゃいません。

○合田座長 御提出いただきました確認書につきまして、皆様、相違なく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

それでは、御異論がないようですので、議事に入りたいと思います。

まず、令和元年度の食品安全委員会の運営状況報告書についてです。

まず、事務局から説明をお願いします。

○矢田総務課長 それでは、資料1、A3の紙になりますけれども「令和元年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」。それから、その参考資料を使いまして御説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、表紙の裏側が目次になっておりますが、その次、1ページからでございます。

資料を御覧になっていただきますと、資料の右側に昨年度の運営計画が載せてあります。それに対応する形で左側に昨年度の運営状況報告書の（案）という形で資料を作成いたしております。左側に沿って説明させていただきます。

初めに「I 総論」でございまして「令和元年度における委員会の運営の重点事項」でございまして。

法律に基づく所掌事務について、計画に基づいて取り組んだということが最初に書いてございます。

その下「2 重点事項」でございまして、初めに「① 食品健康影響評価の着実な実施」でございまして。

大きく a、b、c の3つの項目が掲げておりまして、最初の a でございましてけれども、器具・容器包装のポジティブリスト制度に対応するために、新たに食品健康影響指針を5月に策定をしたこと。

それから、農薬の再評価制度の導入等を踏まえまして、農薬の専門調査会の改組を行いまして、従来の農薬専門調査会を農薬の第一から第五までの5つの専門調査会に再編するなど、評価体制の整備を行ったことを記載しております。

続きまして b でございましてけれども、ガイドライン等の作成状況についてでございます。

農薬につきまして、10月の第759回会合におきまして、残留農薬に関する食品健康影響評

価指針を決定しております。

また、添加物につきましても、研究事業の取りまとめを活用しながら評価ガイドラインの改訂作業を進めているところでございます。

cといたしまして、新たな評価手法の関係でございます。

ベンチマークドーズ法を化学物質の毒性評価に活用するためということで、10月の第762回委員会会合におきまして、ベンチマークドーズ法の活用に関する指針「動物試験で得られた用量反応データへの適用」を決定しております。

また、in silico評価手法の適用を推進するというところで、研究事業等を通じて、既存毒性データベース、評価支援ツールの特性に関する情報あるいは毒性データを基準とする評価支援ツールにおける毒性推定の検証結果等の知見の蓄積を行ったところでございます。

重点事項の2番目といたしまして「② リスクコミュニケーションの戦略的な実施」の関係でございます。

ここでは、重点テーマと重点対象について記載をしております。

重点テーマといたしましては、リスクアナリシス及び食品安全の基本的な考え方、それから食中毒予防、カンピロバクターとノロウイルス食中毒を重点テーマとしております。

また、児童、学生等への波及効果を期待するというところで、栄養教諭等の学校教育関係者と食品関係事業者を重点対象としてリスクコミュニケーションを進めたところでございます。

重点事項の3つ目「研究・調査事業の活用」の関係ですけれども、ここでは、ロードマップの改正について記載をしております。

食品安全委員会の研究・調査事業につきましては、おおむね5年ごとにロードマップという形で、5年間の事業の方向性について定めております。

昨年度におきましては、そのロードマップの改正の年に当たったということで、ここに記載のとおり、8月27日にロードマップの改正を行ったところでございます。

重点事項の4番目が、国際関係でございます。

海外への情報発信、国際会議等への参画ということで、ここに記載しておりますとおり、JECFA、JMPRといった国際会議への参画、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）との会合の開催、それから、GSRS2020への出席等を通じて、海外の国際的な議論への貢献あるいは必要な情報の収集等を行ったところでございます。

また、英文電子ジャーナルにつきましては、PubMedへの掲載が始まりまして、国内外により広く情報発信することが可能になったところでございます。

以上、4点が重点事項でございまして、次の3ページからが各論の報告ということでございます。

初めに、IIの「第2 委員会の運営全般」の関係でございます。

委員会会合につきましては、42回、原則として毎週火曜日14時から公開で開催したところでございます。

また、本専門調査会、企画等専門調査会でございますが、5月31日、11月14日、それから1月30日と3回開催をしております。

5月31日につきましては、平成30年度の運営状況報告書について御審議をいただいております。

また、「自ら評価」の案件選定の進め方について審議を行いまして、案件の募集を進めることが了承されております。

また、緊急時対応訓練の骨子について報告が行われたところでございます。

11月14日につきましては、運営計画の実施状況の中間報告及び「自ら評価」案件候補の選定について審議を行ったところでございます。

1月30日の会合につきましては「自ら評価」案件候補の選定について審議を行いまして、①と②に記載しておりますけれども、引き続き、情報収集を行うという形で整理をいただいたところでございます。

また、今年度の運営計画について審議を行って、御了承をいただいたところでございます。

緊急事態の訓練計画案についても了承をいただいたところでございます。

3のところに参りまして、専門調査会等の開催状況でございます。

添加物専門調査会から始まりまして、ここに記載のとおりの回数の専門調査会を開催しております。ワーキンググループも同様でございます。

4ページに参りますけれども、2段落目を御覧ください。

専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議を行うなど、効率的な調査審議を行っております。

例えば、12月13日の農薬専門調査会に添加物専門調査会の専門委員が参加して、アゾキシストロビンの調査審議を行った等でございます。ここに記載のとおりでございます。

4番「委員会と専門調査会の連携の確保」ということで、専門調査会の円滑な調査審議を図るという観点から、委員が全ての専門調査会へ出席し、情報提供、必要に応じて助言等を行っているところでございます。

リスク管理機関との連携の確保という観点から、関係省庁の申し合わせに基づきます関係府省連絡会議あるいは幹事会というものを通じて、リスク管理機関との連携を確保しているところでございます。

6番としまして「事務局体制の整備」ということで、必要な予算、機構・定員要求を行って、体制の強化等を図ってきているところでございます。

4ページの下の方から、第3、食品健康影響評価の関係でございます。

初めに、リスク管理機関から評価要請のあった案件の着実な実施ということでございます。

5ページの3行目からの段落を御覧いただきますと、新たに148件につきまして、食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請があったものも含めて140件について評価結果

の通知を行ったところでございます。

これらの詳細につきましては、別添の参考資料のほうに記載をしております。

また、企業申請品目ということで、リスク管理機関から要請があったものは78件、このうち前年度まで要請があったものを含めまして88件の評価結果を通知したところでございます。

1年という標準処理期間がございますけれども、これを超過したものはございませんでした。

専門調査会ごとの評価件数等につきましては、5ページ、左側に記載のとおりでございます。

6ページに参ります。

中段あたりの「評価ガイドライン等の策定」でございます。

ここに記載のとおり、5月28日、10月5日、10月29日、それから、3月24日ということで記載しておりますけれども、合計4本の食品健康影響評価指針、ガイドライン等の決定または改訂を行っているところでございます。

また、専門調査会レベルの決定あるいは考え方の整理ということで、その下に記載しているとおりでございます。

6ページの下段、3「自ら評価」の関係でございます。

『自ら評価』の案件の選定」ということで、先ほど企画等専門調査会の運営のところでも申し上げましたけれども、昨年公募等で寄せられた御提案等を踏まえまして、企画等専門調査会において審議を行いまして、2月18日の委員会会合で審議を行ったところでございます。

その結果といたしまして「自ら評価」案件として選定されたものはございませんでしたが、野菜と、その加工品での腸管出血性大腸菌等の御提案につきましては、引き続き、食品安全委員会において情報収集を行う。

また、グルテンにつきましても、引き続き、食品安全委員会において情報収集を行うという形で整理がされたところでございます。

7ページの(2)でございます。『自ら評価』の実施」の関係でございますけれども、現在、過去に選定をされました「自ら評価」案件が2件、「自ら評価」を実施中ということでございます。

1つ目が食品中の鉛でございます。

平成19年度に案件として決定して、しばらく中断をしておりましたが、昨年からは鉛ワーキンググループにおいて調査審議を開始しているところでございます。

2つ目が平成27年度に決定された、アレルギー物質の関係でございます。これも現在アレルギーを含む食品に関するワーキンググループを設置いたしまして、調査事業で収集した知見を活用し、調査審議を行っているところでございます。

(3)といたしまして、情報発信の関係でございますけれども、「自ら評価」が終了した

案件は、令和元年度中に評価終了した案件としてはございませんでしたが、平成30年度に「自ら評価」案件として検討された案件「積極的な情報収集及び情報提供を行う」とされたヒスタミン、それから、ダイオキシン類につきまして、調査を実施して、必要な知見、データの収集を行ったところでございます。

7ページの下段、第4でございますけれども「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」でございます。

毎年10月1日を基準日として調査を行っております。昨年、令和元年10月1日を基準日といたしました調査は、29年の10月から30年の9月30日まで、すなわち基準日の1年前から2年前の間に食品健康影響評価の結果を通知した案件について調査対象としております。

なお、その前回の調査で積み残しとなったものも引き続き調査対象としております。

今回の調査対象といたしましては、合計186件新規と継続83件の合計269件ありましたが、管理措置が講じられたものが182件、次回への調査継続となった品目は87件となっております。その結果は、参考資料に参考5として記載をいたしております。

8ページでございますが、「2 食品安全モニターからの報告」の関係でございます。

毎年食品安全モニターからいただいた提案・報告について整理をいたしまして、親委員会に報告を行っております。

平成30年度中に報告があった案件は26件ございまして、これを8月27日の委員会会合において報告を行っているところでございます。

また、食品安全モニターに対する意識調査につきましては、2月に実施したところでございまして、現在、取りまとめ作業中ということでございます。

第5のところに参加しますが、研究・調査事業の関係でございます。

最初の重点項目のところでも少し申し上げましたけれども、昨年度はロードマップの改正の年に当たりましたので、そのことを最初に記載しております。

ロードマップの改正に当たりまして、まず、5年間の研究・調査事業の総体としての評価を行いますプログラム評価を5月8日に行った上で、ロードマップについて審議を行いまして、8月27日に改正を決定したところでございます。

改正されたロードマップの中身といたしまして、引き続き、ハザード・曝露実態の評価に必要な科学的知見の集積、2つ目が健康影響発現メカニズムの解明、3つ目としまして、新たなリスク評価方法等の活用という3点に焦点を当てて実施をするということとしております。

特に、これまで食経験のない食材についても注視していく必要があること。あるいはゲノム編集技術等の最先端の科学技術の食品分野への応用を踏まえた対応が不可欠であること、また、リスク評価に必要な科学的データを効率的に収集・統合し、有効に利活用していくことが必要であるというような点を新たに記載しているところでございます。

続いて2番に参加しまして、研究事業の関係でございます。

(1)といたしまして、新たな研究課題の選定の関係でございます。

昨年度は、今年度から実施する新たな研究課題の選定作業を行っております。今、申し上げましたロードマップの改正案を踏まえまして、8月2日の研究調査企画会議の事前・中間評価部会におきまして、令和2年度からの優先実施課題の案を取りまとめまして、月末の委員会会合において決定したところでございます。

この優先実施課題に基づきまして、研究課題の公募を行いました。

公募の際には、プレスリリース等を行うほか、関係機関に対して、幅広く公募内容を周知した上で、公募が終了次第、書類審査、ヒアリング審査等を行いまして、6課題の採択を決定したところでございます。

令和2年度の課題につきましては、参考6-5というところに別途記載をしております。

(2)といたしまして、前年度までに終了した研究課題の事後評価の実施ということで、平成30年度に終了した6課題につきましては、事後評価を行いまして、事後評価結果を8月27日の委員会会合に報告をしたところでございます。

その結果につきましては、研究者に通知するとともに、ホームページでも公表しております。

9ページに行っていただきまして(3)令和元年度研究課題の中間評価の実施ということで、平成29年度に採択をされ、30年度、元年度に続いた研究課題、それから、平成30年度に採択をされて、令和元年度に引き続き、研究が継続した7課題、それから、令和元年度に新規に採択した9課題について、令和元年度は研究を実施したわけでございますけれども、継続に当たりましては、10月末時点の研究の進捗状況について、中間報告を取りまとめるとともに、必要に応じてヒアリング等を含めた中間評価を行いまして、その結果に基づいて、研究継続の可否を決定したところでございます。

実地指導につきましては、新規課題を中心に会計の適正を確保するための実地指導を行ったこと、関係府省との連携という観点で、研究の推進に係る担当者会議等を開催したことを記載しております。

9ページの3ですけれども、次は調査事業の関係でございまして、調査事業の対象課題の選定につきましては、研究・調査企画会議事前・中間評価部会におきまして審議を行った上で、令和2年3月3日の委員会会合で5課題を選定いたしまして、入札公告、審査会の開催、改札等の手続を行ったところでございます。

また、情報の公開ということで、対象課題につきましては、一般競争入札で調査を行ったこと、また、結果につきましては、報告書を食品安全総合情報システムにおいて公開を行っております。

4番、プログラム評価につきましては、先ほどロードマップのところで申し上げましたけれども、5年間のプログラム評価を実施した上で、ロードマップの改正を実施しているところでございます。

続きまして「第6 リスクコミュニケーションの推進」ですけれども、後ほど、渡辺課長から説明させていただきますので、そこは飛ばさせていただきますので、13ページの第7

のところをお願いいたします。

「7 緊急の事態への対処」でございます。

昨年度におきましては、食品関係の大規模な緊急事態は発生いたしませんでしたが、災害発生時における食中毒への注意を促す情報あるいはCOVID-19、コロナウイルスの関係ですけれども、それと食品との関係に関する情報等について、情報提供を行ったところでございます。

「緊急事態への対処体制の整備」といたしましては、訓練計画に基づきまして、研修及び確認訓練を行ったところでございまして、その結果につきまして、1月の企画等専門調査会に報告したところでございます。

また、緊急時の連絡ルート等を、人事異動等を踏まえまして、整備をしまして、連絡体制を整えているところでございます。

実際の訓練につきましては、14ページを御覧ください。

「緊急時対応訓練の実施」ということで、例年どおり、実務研修と確認訓練の2本立ての訓練を実施したところでございます。

実務研修といたしましては、緊急時対応手順研修ということで、新たに食品安全委員会事務局に異動してきた職員等を中心に4月8日に実施したところでございます。

また、研修といたしまして、情報収集・分析研修を10月、情報共有・発信研修を11月に、それぞれ実施をしております。

また、関係府省と共同しての確認訓練を12月6日に実施しているところでございます。

この訓練の結果としまして、引き続き、今年度も同様の組み立てにより、訓練を実施していくということとされているところでございます。

「第8 情報の収集、整理及び活用」でございます。

食品の安全性に関する最新情報の収集、整理を行っているところでございまして、毎日リスク管理機関等の関係者に情報提供を行っているところでございます。

また、収集した情報につきましては、隔週ごとに食品安全総合情報システムに登録をいたしまして、関係者及び広く国民に対して情報提供を行っているところでございます。

国立医薬品食品衛生研究所と情報の共有も行っております。

関係府省の情報担当者との連絡会議、担当者会議等を通じて、情報交換を行っているところでございます。

最後、14ページの下の方から国際関係でございます。

(1)といたしまして、国際会議等への参画の関係でございますが、最初の重点事項のところでも申し上げましたとおり、JECFAやJMPR等の国際会議に、委員、専門委員、事務局職員等の派遣を行っているところでございます。

詳細につきましては、別添参考資料の参考8のほうに記載をしております。

海外研究者の招聘といたしまして、海外の研究者等を招聘して、勉強会等を実施しまして、科学的知見の充実を図ったところでございます。

詳細については、参考9のほうに記載をしているところでございます。

海外の食品安全機関との連携強化といたしましては、2020年レギュラトリーサイエンスに関する国際会合GSRSあるいは食品安全機関ヘッドフォーラム等に参加をいたしまして、情報交換等を行いました。

また、6月には、EFSA主催のサマースクールに職員2名を派遣しているところでございます。

7月にドイツのBfRの副所長及び農薬安全部長が食品安全委員会に訪問いただきましたので、最新のリスクコミュニケーション、リスク評価手法等について情報交換、意見交換等を行っているところでございます。

また、このほか、リスクコミュニケーションや、リスク評価手法に関するリエゾングループ等に参加をいたしまして、担当者間での日常的な連絡、情報交換等を行っているところでございます。

めくっていただきまして、最後の16ページ「海外への情報発信」の関係ですけれども、英文の電子ジャーナル「Food Safety」を4回発刊しております。

また、パブメドへの掲載が開始されまして、食品のリスク評価に関する論文及び評価書の内容を広く海外へ情報発信していくことができるようになりました。

以上を踏まえまして、IIIのところの委員会の運営状況の総括ということで書かせていただいておりますけれども、今年度も食品健康影響評価、それから、食品健康影響評価技術研究、リスクコミュニケーション、国際関係、重点項目に掲げられました4項目につきまして、ここに記載のとおり課題を踏まえまして、今年度の運営計画に取り組んでいくということを記載させていただいております。

以上で私からの報告書案の説明を終わりにしまして、さきほど飛ばしたリスコミのところを渡辺課長から説明をさせていただきます。

○渡辺情報・勧告広報課長 続きまして、リスクコミュニケーションの部分について御説明いたします。

A4縦の「令和元年食品安全委員会運営状況報告書（案）参考資料」という資料を御覧ください。

その中の通しページで30ページ、参考7として情報発信、意見交換会の現状として、パワーポイントの資料を示しております。

参考7、情報発信、意見交換会の現状のところ、これも次のページが目次でありますので、32ページのほうに運営計画に示しましたリスコミの重点テーマと重点対象を示しております。

重点テーマは、食品の安全性の基本的な考え方、最も気をつけるハザードの1つであります食中毒を重点テーマとしております。

重点対象は、リスコミのあり方報告書に記載されている学校教育関係者、加えて食品を

供給する立場の食品関係事業者の方を重点対象としております。

次の33ページを御覧ください。

情報発信の状況につきまして、手段ごとに紹介しております。

ホームページをはじめとしまして、小学生から学会まで幅広い対象に向けまして、紙媒体として発信しましたほか、拡散性を期待したFacebookなど、SNSの活用等、様々な手段を使いながら情報を発信しております。

次の通しページの34ページを御覧ください。

用語集の改訂でございます。一般消費者を含みます国民の皆様が、食品健康影響評価を御理解いただくために役立つよう、食品の安全性に関する用語集を改訂いたしました。

こちらのほうに、ホームページのところの図を示しておりますが、調べたい用語だけでなく、関連する用語にも容易にたどりつけるように、操作性、検索性を考慮してホームページに掲載しているところでございます。

併せて、食品安全などに関する読み物としても使えるように冊子化いたしまして、学会、関係団体、リスコミのイベントなどで配付をしたところでございます。

次の通しの35ページのところを御覧ください。

食品の安全に関する科学的な知識の普及啓発ということで、対面での情報発信の取組について紹介しております。

食品関係事業者、行政の関係者などの実務者を対象としました情報提供として、精講という形で、食品健康影響評価のリスクプロファイルを解説しております。

カンピロバクターとノロウイルスについて、令和元年実施いたしました。

カンピロバクターにつきましては、一昨年に東京、大阪に実施しておりますので、次いでカンピロバクターによる食中毒が多い福岡、また、たたきで鶏肉を食べるという食文化があります鹿児島のほうで開催しております。

ノロウイルスにつきましては、発生が多くなります冬の前に、東京、大阪で開催しております。

東京は、応募者が多数のため、追加で開催しております。受講者の評価は、9割以上が満足ということで、お答えいただいております。

次の通しの36ページでございます。

地方自治体と連携した取組としまして、学校教育関係者等との意見交換会を開催しております。

左側のほうに、そのリストを示しております。

また、右側のほうに、自治体の要請に応じまして、各地に講師を派遣しております。

右下の欄には、中学、高校、大学の訪問学習の受入れ状況についてお示しをしております。

次に37ページでございます。

関係府省庁との連携した取組としまして、児童向けの、こども霞が関見学デー、夏休み

宿題・自由研究大作戦を開催しました。

それから、一般消費者、事業者向けの放射性物質に関する意見交換会を、それぞれ消費者庁、厚労省、農水省と連携して共催をしております。

通しの38ページでございます。

消費者団体、マスメディアとの意見交換につきましては、食品衛生法の改正によります、食品用の器具・容器包装のポジティブリスト制度の導入を受けまして、器具・容器包装に関する評価指針を策定したことを解説しております。

また、下のほうで食品関係事業者と連携した情報意見交換会の開催を3回実施しております。

通しの39ページにつきましては、学術団体との連携でございます。

学会関係者あるいは市民向けに食品安全委員会の委員等からの講演、学会の展示ブースにおけます食品安全委員会の活動状況、リスク評価の事例の紹介をしております。

通しの40ページのところに、その学会の展示ブースに掲示しておりますポスターの実例を示しております。

右上のほうが食品安全に関する国際的な合意ということでお示ししております。

リスク評価の実例につきましては、学会の専門性に合わせたハザードを展示するようしております。

リスクミの関係の説明のほうは、以上になります。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、御質問等、御意見のある方は、順番に行きたいと思っておりますけれども、まず、御意見のある方は、Webexの挙手ボタンを押していただく形になると思っております。

それで、まず、資料1の1ページ目です。特に御意見のある方、挙手ボタンを押してください。

よろしいですか。

では、その次、2ページ目です。

これもよろしいですか。

では、3ページ目で、IIの委員会の取組のところで、鬼武先生、よろしく申し上げます。発言してください。

○鬼武専門委員 鬼武です。

3ページ目で、エディトリアルのところがありまして、3ページの一番下の菌末を原材料として使用する「調整粉乳」の「調整」の「整」（正しくは「製」）が違うのではないのでしょうか。後で修正をお願いできればと思います。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。
これは、事務局、よろしいですね。

○事務局 はい、承知しました。ありがとうございます。

○合田座長 では、次に行きます。
4 ページ目です。

○合田座長 4 ページ目、よろしいですか、皆さん。
では、4 ページ目の下の「第3 食品健康影響評価の実施」から5 ページ目にかけてです。これは、長いですね。6 ページの中ぐらまで、よろしいですか。
では『自ら評価』を行う案件の定期的な点検・検討及び実施」のところですか。7 ページの真ん中より少し下辺りで、御意見、御質問等ある方、よろしいですか。
では、阿知和先生、よろしくお願ひします。

○阿知和専門委員 阿知和です。
お伺いしたいのですが（3）の②「自ら評価」の案件選定過程で、情報収集などに過去になったもの、今回はヒスタミンとダイオキシン類が調査されて、ファクトシートに載せるということなのですが、今回もグルテンだったり、大腸菌のところで情報収集をするということを決めたのですが、情報が集まった時点で、調査をして、ファクトシートに載せた時点で調査は終了になるのかどうかをお聞きしたいです。
以上です。

○合田座長 事務局、よろしいですか、御説明いただけますか。

○渡辺情報・勧告広報課長 ファクトシートにつきましては、その時点の科学的情報を整理してお示ししております。
その後、例えば、その物質が、食品健康影響評価が実施されたということになれば、食品健康影響評価のほうを採用されますので、ファクトシートの更新は行っておりませんが、そこにならないものにつきましては、周辺状況の動向によりまして、ファクトシートを更新しているところであります。

○合田座長 阿知和先生、よろしいですか。

○阿知和専門委員 はい、わかりました。

○合田座長 ありがとうございます。

では、次に行きます。

次は、7ページ、8ページをどうでしょうか。

○合田座長 お二方出ていますね。

では、有路先生、お願いします。

○有路専門委員 すみません、先ほどのほうに戻ってしまうのですが、結局、腸管出血性大腸菌であるとか、微生物リスクの管理の件とか、この辺りのものを、科学的知見が不足しているので、評価困難であるということで、6ページ目の下に書いてあるのですが、結局、情報収集を行うと書かれていますが、要するに、タイムスケジュールと出口、どういう形で公表するのかというところは、何か案というものは、事務局側にあるのでしょうか。

○合田座長 事務局、よろしいですか。

○渡辺情報・勧告広報課長 情報課の渡辺です。

有路先生の御質問は、腸管出血性大腸菌の関係ということで御質問でしょうか、それとも一般的な、あらかじめ設定しているのかという御質問でしょうか、ちょっと御確認させていただきます。

○有路専門委員 ほかのものの記載に関しても、とりあえず、情報収集を行うと書いていますが、情報収集をしてどうするのかというのが書かれていないと、結局のところ、要は食品安全委員会として何をしているのだという話になるのではないですかというのが1つ目です。

もう一つは、私は、腸管出血性大腸菌のことに関しては、私のほうからかなり、以前にお話をさせていただいた経緯がございます、情報収集をするというのであれば、それをどういう形で世の中に還元するのかというところは示していただきたいというところになります。

○合田座長 事務局、よろしいですか。まず、一般論として、その次が腸管出血性大腸菌の件に関して、よりスペシフィックにということだと思います。御説明いただけますか。

○渡辺情報・勧告広報課長 ファクトシートにつきましては、情報収集は、もちろん食品

安全委員会の活動の中でしておりますが、その中で、ファクトシートにするものが適切と考えられるかどうかは、情報収集の集まった段階で御判断するということになると考えております。

次に、先日、腸管出血性大腸菌の関係を御審議いただきました。

有路先生のほうから、漬物の関係でございますが、3点ほど御指摘をいただいておりますので、併せて状況を報告させていただきたいと思っております。

まず、調査につきまして、調査のやり方が適切かどうかということで御意見をいただきましたので、そちらのほうは、リスク管理機関との情報交換の場で、このような指摘を受けているということで御紹介をさせていただきました。

次に、漬物につきましては、次亜塩素酸水だけ添加物として認められているが、そのほかはどうかということで、漬物衛生規範、これは、厚労省のほうがお示ししているものでありますが、次亜塩素酸ナトリウム溶液、亜塩素酸水、過酢酸製剤、有機酸等、次亜塩素酸水以外のほうでも使えるものがございます。

それから、漬物の事故につきましては、小規模の事業者さんのところが多いので、50人未満ぐらいのところ、この辺りの実態と今後の方向性のところ、HACCPの義務化などについてどうなっているのか、事務局のほうで知っていたら教えてほしいということで、御意見をいただいております。これにつきましても、厚労省のほうに確認しまして、改正食品衛生法に基づきます、HACCPに沿った衛生管理、令和2年の6月1日から施行されましたが、50名未満の小規模な製造加工業者も含めて、全ての食品事業者が対象となります。1年間の経過措置ということになっておりますので、令和3年6月1日からの本格施行ということで、こちらのほうにつきましては、漬物製造につきまして、全日本漬物協同組合連合会が作成しました、小規模事業者向けの手引書が公開されておまして、令和3年6月の本格施行に向けまして、この手引書に沿った事業者の指導・助言が行われることになっているということで、厚労省のほうから報告を受けております。

私のほうから、先日いただきました御指摘に対する回答も含めて、以上になります。

○合田座長 有路先生、よろしいですか。

○有路専門委員 基本的なところとして、状況は理解させていただきましたが、私が申し上げておきたかったことというのは、情報提供を引き続き行うということは必要なことだと思うのですが、結局、どのように、こういう事故といえますか、発生しているかということと、リスクが製品製造プロセスにどのように存在しているのかというところが、結局、小規模なところのHACCPの管理の中で委ねられるということだけではなくて、科学的な分析等も踏まえて、正しく対応するべきではないかということで、以前から発言をさせていただいている経緯がございますので、今回の御報告に関しては、そういうことだというふうに理解しておりますけれども、HACCPで機能するから大丈夫というのではないのでは

ないかと思っ、情報提供を続けるのであれば、リスクに関する評価というものは、引き続き何らかの方法で検討できるようにするべきではないかと、これは、以上なので、御検討いただければと思います。

○合田座長 ありがとうございます。

有路先生、では、挙手を下ろしていただいてよろしいですか。

ありがとうございます。

次は、戸部先生、よろしくお願ひします。

○戸部専門委員 8ページの研究・調査事業の推進のロードマップの件なのですが、8月27日にロードマップの改正を決定されたということなのですが、その改正のアウトプットが、参考資料の参考の6-4ということによろしいのでしょうか。

というのは、8ページのほうには、例えば、食経験のない食材についても注視していくと書かれていて、どんな内容なのかなというところが関心を持ちましたので、参考の6-4のところを少し拝見したのですが、このつながりが少しわかりづらかったので、教えてください。

以上です。

○合田座長 事務局、よろしいですか。

○入江評価調整官 調査・研究事業を担当しております、評価調整官の入江です。

お答えします。

ロードマップが参考資料としてついておりませんで、誠に申し訳ございません。8月27日の委員会会合において決定したものは、もう少し長いものでして、この資料の6-4としてついているものは、優先実施課題、令和2年度に、つまり、単年度で実施するようなものでございます。

ロードマップというのは、今後、5年間の方向性を見据えて策定するものですので、ロードマップの中で挙げられていた課題の中で、この令和2年度に優先実施課題として取り上げられるものは、部分的なものになります。ロードマップでは、今後5年のうちに取り上げていく内容も含んでおります。資料が不足しております、大変申し訳ございませんでした。

○合田座長 戸部先生、よろしいですか。

○戸部専門委員 ありがとうございます。

そうすると、令和2年度の参考6-4に書かれている令和2年度というのは、先にと

どうか、優先度が高いので、こちらからというような、そんなイメージでしょうか。やはり、全体像が見えないので、令和2年度の位置づけが少し分かりづらいので、可能であれば、ロードマップを、全体を示していただくと分かりやすいかと思います。

○合田座長 ロードマップは、どこかで見られますね、事務局。

○入江評価調整官 評価調整官の入江です。

ホームページで公開をしております。

○合田座長 戸部先生、それも御覧になってみてください。すみません。よろしくお願ひします。

○戸部専門委員 分かりました。確認します。ありがとうございます。

○合田座長 ほかに8ページまでで、皆さん、よろしいですか。

では、次に9ページ、どうでしょうか。

よろしいですか。

では、10ページに入ります。10ページはリスコミなので、一旦先に行きましょうか。リスコミは後でやります。

リスコミがずっと行ったので、次が13ページからですか。よろしいですか。13ページ、14ページ、戸部先生、よろしくお願ひします。

○戸部専門委員 戸部です。

14ページの緊急時対応訓練の話なのですが、平成31年度の実施の結果が書いてあって、その検証の確認結果で、最後にイレギュラーな事態が発生した場合においても、適切な対応ができるよう、検討を行っておくべきことと書かれているのですが、そうすると、例えば、この後の説明になるのかもしれませんが、資料3-2とか、イレギュラーというのは、まず、どういう状況を想定されているのかということと、今後、令和年度の対応訓練の計画をどんな形でインプットされたのかといったところを知りたいです。

以上です。

○合田座長 事務局、お願ひします。

○矢田総務課長 総務課長の矢田でございます。

昨年1月の企画等専門調査会におきまして、確認訓練結果についてご報告いたしました。が、そのときの確認訓練で想定した食中毒が、たしか0157だったのではないかと記憶して

おりますけれども、その際、既によく分かっているハザードで食中毒が発生したという想定で訓練が行われたということを御報告申し上げたかと思えます。

そのときに、食品安全委員会にとっては原因が不明の食中毒や事故の方が情報発信等を行っていく上で難しい問題となり、原因が既知のハザードと判明している場合には、比較的対応が容易である傾向にあります。そうした意味で、昨年の訓練の場合は、非常になじみのある食中毒だったという点で対応がしやすかったということを御説明申し上げたところ、そうした原因不明の事態も訓練対象とすることを含めて、いろいろ検討していったらどうかというような御提言もいただきました。

ただ、その際も申し上げましたが、この確認訓練というのは、食品安全委員会だけではなくて、関係府省共同で実施しているものですから、食品安全委員会として、こういう形で確認訓練を実施したいという希望がすべて通るわけではないということを説明申し上げたかと思えます。

今回の記述はそうしたご意見を整理した中で、イレギュラーな事態が発生した場合と記載いたしました。あらかじめ想定しているもの以外であっても、様々な事態が考えられますので、そうした場合であっても適切な対応ができるように、訓練の中で様々な想定を立てて訓練をやっていたらいいのではないかという御提言があったということも踏まえて、こういう形で記載をしているということでございます。

○合田座長 分かりました。戸部先生、今の説明、よろしいですか。

○戸部専門委員 そうしますと、例えば、イレギュラーな、今、御説明いただいたところで、非常に分かりやすかったのが、未知のハザードに関しての訓練というのが1つの事例ということなのですが、例えば、そういった未知のハザードとか、あるいは年末年始や夜間などのような体制としてイレギュラーな状況など、どういうことを想定するのか、そういったような議論を関連省庁で検討されたりというようなことにつながっていくのでしょうか、ここでの、“イレギュラーな”というのは。

○矢田総務課長 よろしいでしょうか、総務課長の矢田でございます。

○合田座長 はい。

○矢田総務課長 緊急事態の確認訓練の実施方法や想定の置き方など、当委員会頂戴した御意見については、今年度の訓練をどうするかということ、もう少し秋が近づいてくると、関係府省庁間で議論が始まってくると思うのですが、そういう議論の中で、どういう設定にするのかとか、例えば、未知のハザードにするのかどうかとか、あるいは犯罪性のあるようなものをテーマとして取り上げるのかとか、設定の仕方としてもいろいろあ

ると思いますので、いただいた御意見なども踏まえて、テーマの設定の仕方、条件の設定の仕方ということについては、関係省庁間に問題を提起していきたいと思っております。

○合田座長 座長の合田ですけれども、やはり、関係省庁も含めて、イレギュラーな状況というのは、まず、どんなものがあるかとかということも含めて、皆さんで一回ブレインストーミングですかね、何かそういうことをやるだけでも、イレギュラーなことの緊急時には役に立つのではないかと思いました。ぜひ、そういうようなこともやっていただければと、私も思います。よろしいですか。

では、戸部先生、今のでよろしいですね。

では、戸部先生、挙手を下ろしてください。

○戸部専門委員 はい。

○合田座長 ありがとうございます。

では、14ページから先に行きます。次に、15ページ、海外との連携強化関係ですが、鬼武先生、よろしくをお願いします。

○鬼武専門委員 鬼武です。

15ページの下から8行目のEFSAのサマースクールのところ、今回、リスクベネフィットに関するテーマだったと書かれてあります。参考資料のほうにも、タイトルと事務局が2人行ったという中身があるのですけれども、もし、内容的に、今、現行では世界的にはリスクアナリシスをベースにということで、一部魚食とメチル水銀の問題とか、そういう踏み込んだリスクベネフィットというのは数品目あると思うのですけれども、おおむね包括的にリスクベネフィットアセスメントみたいなものは、まだ進んでいないと思うのですけれども、この点については、EFSAのほうでは、かなり進展というか、あるのでしょうか、今、もし、事務局の方がいらっしゃらなければ後日でもいいですし、教えていただければと思います。

○合田座長 事務局、よろしいですか。

○矢田総務課長 すみません、ちょっと手元に資料等ございませんので、別途、鬼武先生に御連絡をさせていただければと思います。

○合田座長 リスクベネフィットですね。よろしくをお願いします。

○鬼武専門委員 よろしくをお願いします。

○合田座長 では、その後、16ページ、17ページ、皆さん、ございますか。

それでは、戻りまして、先ほど御説明されたのは、参考資料のほうで御説明されましたから、参考資料のほうで行きましょうか。参考資料の全体のページ数でリスクコミュニケーションの32ページを開いてください。

32ページ、33ページ、何かございますか。よろしいですか。

では、その次、34ページ、35ページでどうでしょうか。よろしいですか。

では、36ページ、37ページ、よろしいですか。

では、38ページ「関係機関・団体との連携体制の構築」のところですね。

どうぞ、大西先生。

○大西専門委員 大西です。よろしく申し上げます。

この「食品用器具及び容器包装に関するリスク評価について」ということで、消費者団体、マスメディアの方と意見交換されたと書かれているのですが、これは、ポジティブリスト化されるということで、6月1日に公表されて、猶予期間がかなり長いとは思いますが、かなり消費者もですし、事業者もインパクトのある活動、取組になると思います。私も参加させていただいたのですが、前のページでございました、ノロウイルス等のプロフィールのお話などは、非常に内容もよく、参考になっていますので、ぜひ、容器包装のポジティブリスト化の評価の話のお話も、もう少し回数を増やしていただきたい。また意見交換の感想が、少し難しかったというところもありますので、もう少しかみ砕いた形で、講習会や情報発信など、そういった会を催していただくことを御検討いただければと思います。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

事務局、よろしいですか。

○渡辺情報・勧告広報課長 情報課の渡辺です。

今、大西先生からいただきました、器具・容器包装の関係で、消費者団体とマスメディアに対して情報提供を行いました。それ以外、事業者の方向けでも情報提供等という御意見として事務局内で検討させていただきたいと思います。

○合田座長 これは、非常に大きなマターだと思いますので、なるべく食品安全委員会の考え方も含めて、広く情報発信をしていただければと、私も思います。

それでは、この件は、皆さん、よろしいですか。

有路先生、よろしく申し上げます。

○有路専門委員 すみません、全般的なところに関係するのですが、こういう普及啓発活動で、いろいろな講師を持った意見交換会とか、説明会とかを開催して行って、それがどれぐらい効果があったかというところで、例えば、35ページのところの精講のところでは、東京での開催で、おおむね満足、大変満足であるというところの報告は、満足かどうかというのも大事なのですが、どちらかというところ、理解度はどれぐらい高まっているかとか、認知の状況はどうだったかとか、そういうフィードバックをする部分が報告していただけていないので、例えば、36ページのところに、たくさん行われた意見交換会は、やりましたということは書いてあるのですが、やって結局どうだったのかというのは、事務局の報告では、全く分かりませんので、やった事実の報告は大事だと思いますが、その上で、それがどういう効果があったのかというフィードバックの部分は、きちりしていただきたいと思います。

例えば、38ページ目の意見交換会の感想というのは分かるのですが、さすがに、こういう内容に関して感想が重要なのではなくて、実際の理解度がどうだったかとか、どういうものかということアンケート等でちゃんとフィードバックを取られているのであれば、きちりそれは御報告いただきたいと思います。やっていないのだったら、今後やっていただきたいということがございます。

以上です。

○合田座長 事務局、よろしいですか。

○渡辺情報・勧告広報課長 まず、学校教育関係者との意見交換会のほうにつきましては、終わった後、アンケートを取っております。新しい知識が得られたということで、肯定的な評価をいただいております。

講演のほうにつきましては、アンケートを取っておりませんので、実は、こちらのほうは把握しておりません。

消費者団体、マスメディアのほうにつきましても、一律の様式に従って書いてくれという形には、必ずしもなっていないので、こちらのほうにつきましては、今後、工夫してまいりたいと考えております。

○合田座長 よろしいですか、今ので。

では、有田先生、先にお願ひします。これに関連する内容ですか。

○有田専門委員 はい、そうです。消費者団体との意見交換会の件です。

事務局の御回答についてですが、意見交換会に、私も参加しております、感じましたのは、参加している消費者団体が、そのテーマに関心を持っているか、いないか、それか

ら、それまでの関わり方、経験を含めて、差がありました。同じ「難しかった」と書かれていても、どの部分が難しかったかというのを、アンケート用紙から分析する事は難しかったと思います。

ですから、書かれた感想から展開していくのは、難しいとの考えで終わられているのでしょうか。また、アンケート結果をそのまま報告とするのではなく、数値化して評価するなどの工夫が必要だと思います。

先ほど、大西委員がおっしゃっていた、「重要なことなので、これを今後展開していただきたい」ということに対し、意見交換会の結果を、事務局がどのように思われ、今後の展開にいかすのでしょうか。アンケート結果は、どのようにいかされるのですか。

今後の展開が重要だと思うと座長がおっしゃったのですが、そのことについて、私も同様には思いますけれども、事務局としては、アンケートについて、どのように考えられたかという事を知りたいです。

○合田座長 ありがとうございます。

事務局、合田ですけれども、よろしいですか。

例えば、今、割とこういう説明会とかをやるときに、オンラインで、その場所ですぐに情報を集めることができるソフトがあるのですね。幾つかのソフトがありまして、利用代は、余り高くないと思います。

それで、講演会の最後に、もう一度、今日説明されたことについて、皆さん、最後にどうですかというのを、オンラインでその会場で問うわけです。すると、すぐ皆さん、今、携帯をお持ちですので、1番とか2番とか、回答をスライドに示しておく、携帯ですぐ打ってくださるのです。そういうのをを使うと、余り大変ではなく、大まかに、大体、最初はこのぐらいの理解度だったのだけれども、講演の後はかなり理解度が上がりましたというのが出るのではないかと思いますし。そういうようなことも、一案として考えていただいて、これまでやってきた講演会や説明会に加えて頂ければ、これまでどおりでも皆さんのリテラシーは上がっていることは間違いないのだろうと思いますけれども、やはり、最終的な形で、具体的な結果が、何か数字の形で出てくると、非常に説明しやすいのではないかなと、私も思います。すみません、参考にしてください。

阿知和先生、よろしいですか、お願いします。

○阿知和専門委員 阿知和です。

リスクコミュニケーション全体の話になるのですが、コロナウイルスの影響で、今日も開催がオンラインになったと思うのですが、今後、リスクミで大人数での講演会だったりとか、意見交換会は、数か月もしくは数年できないと思われるのですが、何かテーマで会を実施するに当たって、今後は動画で流すとか、何か決まっていることはあるのでしょうか、お伺いしたいです。

○合田座長 事務局、よろしいですか。

○渡辺情報・勧告広報課長 リスコミ活動の手法の面から見ますと、現時点では、従来型の対面方式の意見交換会の開催は困難ではないかと考えております。

ただ、感染症対策の厳しさの程度が、その時点でどのようになっているのかにもよりますので、現時点では、食品安全委員会が単独で主催しております、先ほど申し上げました精講であるとか、あるいは消費者団体やマスコミ等への情報提供につきましては、今後、Web会議ツールなどを用いる、あるいは十分なソーシャルディスタンスが得られる会場で開催するなど考えてまいりたいと思います。

それから、動画につきましては、今、YouTubeのほうに、これまで開催した意見交換会等の内容につきまして、食品の安全の基本的な考え方、ハザード別の科学的根拠に基づく情報等の解説動画をYouTubeの食品安全委員会のチャンネルに順次掲載しているところでございます。

これらの動画を用いた手段についても、今後、検討してまいりたいと考えております。

○合田座長 どうもありがとうございます。

阿知和先生、よろしいですね。

○阿知和専門委員 はい。

○合田座長 ありがとうございます。

そうしますと、先ほどの参考資料の38ページ以降、39ページ、それから、一応、最後40ページまでですか、そこまでで何かございますか。

では、先ほどの運営状況の報告書でございますけれども、これにつきまして、記載内容の変更というのは、基本的に、先ほどエディトリアルな件につきまして、鬼武先生から御指摘ございましたけれども、記載内容について、特に変更したほうがよろしいと思われる方は、特にいらっしゃいますか。よろしいですか。

そうしましたら、基本的には、エディトリアルな部分を除いて、文章としては、これでよろしいという具合に、皆さん、御了解をいただいたものと思います。よろしいですね。

では、当該案につきましては、本専門調査会として原案どおり了承し、エディトリアルな部分はございますけれども、食品安全委員会に報告したいと思います。

では、その次の議題に進めさせていただきます。

「令和2年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について」でございます。

まず、事務局、説明をお願いします。

○矢田総務課長 お手元に資料2を御用意ください。

令和2年度の「自ら評価」案件の選定についてということでございます。

「自ら評価」につきましては、もう先生方は御承知かと思えますけれども、リスク管理機関からの要請がない場合でも、自らの発意によって食品健康影響評価を行うということございまして、そのテーマ、案件の選定ということで、一般消費者や事業者等、様々国民の広い意見を募集して、企画等専門調査会で審議の上、「自ら評価」として取り上げるかどうかということを行っているものでございます。

この「自ら評価」の案件の選定につきましては、前回の企画等専門調査会で今年度の食品安全委員会の運営計画を御審議いただきましたけれども、その中で、既にスケジュールを立てて実施するということが決まっております。

具体的には、資料の5ページのところ、別紙2-2と書いてありますけれども、これが前回の企画等専門調査会で御審議をいただいて、お認めいただいた、今年度の「自ら評価」案件の選定スケジュールということでございます。

一応、今回の企画等専門調査会で具体的な進め方について御審議をいただいた上で、7月から意見募集を実施し、11月頃、それから来年の1月頃の企画等専門調査会で御審議をいただくと、こういうスケジュールで進めていくということでございます。

今回、御提案申し上げますのは、表紙に戻っていただきまして、1ページめくっていただいた2ページでございますけれども、今年度も広くホームページ上で案件の募集を行いまして、実際のスケジュールに入っていきたいと思っております。

一応、受付期間としては1か月程度ということで、一般公募をホームページ上で行う。また、それ以外にも250名ほどおりますけれども、食品安全委員会の専門委員、それから、地方公共団体の食品安全の担当部局、それから、約400名委嘱しておりますが、食品安全モニターの方々に受付期間1か月程度を取りまして募集をしていきたいと思っております。

募集方法等については、例年と同様でございますけれども、どういう案件候補、ハザード名、それをどうした理由で案件候補とするのか、また、その根拠となる情報等について記載の上、御提案をいただければと思っております。

実際の選定作業につきましては、例年と同様でございますけれども、別紙1のところがございますとおり、企画等専門調査会で取り上げる「自ら評価」の案件の選定基準等がございますので、こうした案件に合致するものを審議の上、行っていきたいと考えております。

具体的なホームページに載せる案につきましては、まだ、一応、案の段階ではありますけれども、6ページ以降に別紙3という形でお配りしております。昨年も実施しましたホームページによる公募について、適宜改善をしながら案件募集を行っていきたいと考えております。

お認めいただけましたら、7月頃を目途に開始したいと考えているところでございます。

説明は、以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ある方は、Webex上の挙手のボタンをお願いします。

どなたかいらっしゃいますか。

高岡先生、お願いします。

○高岡専門委員 高岡です。よろしくお願いいたします。

毎年、この「自ら評価」は、公募でも募集しているのですけれども、現実、公募で来られる方は何人ぐらいいらっしゃるのですか、ちょっと教えていただきたい。

○合田座長 事務局、よろしいですか。

○矢田総務課長 応募件数は、なかなか年によって様々でございますけれども、昨年度から、専門委員の先生やら地方公共団体、それから、食品安全モニターの方々という形で、募集を強化をいたしましたので、去年は36件の御提案をいただいているところでございます。平成28年、29年、30年と若干少なかったものですから、昨年度から、少し個別にお声がけをするようにいたしましてから、少し増えまして、昨年度36件の御提案をいただいたという形になっております。

○合田座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○高岡専門委員 ありがとうございます。

基本的に一般公募というのは、普通の方が声をかけやすいようなものがあればいいと思うのですけれども、一般の方が「自ら評価」で、こういうところがあって、こういうところに疑問を投げかければいいのだなということが、一般の方が分かるような告知方法ですか、そういったものは、今年新たに提案されるようなものはあるのでしょうか。

○合田座長 事務局、よろしいですか。

○矢田総務課長 「自ら評価」の提案というのは、非常に専門的な知識も必要ですので、本当に一般国民の方からするというのは、なかなか難しいところがございます。

多分、そうしたこともあって、ホームページ上の告知だけでは、なかなか提案件数が集まらないというようなことがあったのかと思います。

また、そういうことも踏まえまして、食品安全について一定程度の知識なり経験なり、いらっしゃる方にも積極的に声をかけていこうということで、食品安全委員会の専門委員の先生方とか、それから、地方公共団体で食品安全の業務に従事しておられる方、それから、一定程度関心を持っておられるということで、食品安全モニターの方々というようなことで、少しお声がけをするようにして、むしろ、そういう方々を中心に、多くの御提案をいただいて、去年は36件の御提案をいただいたということかなと思っております。

なかなか一般の方々に対する工夫というのは難しいところが、テーマの専門性からいって難しいところがあるのですけれども、広く国民の方々からの募集も行いつつ、関心を持っていただいている方にも御応募いただけるようにということで、昨年から少し工夫をしているということかと思えます。

○合田座長 ありがとうございます。

高岡先生、よろしいですか。

○高岡専門委員 1つの提案なのですけれども、大学で食品の勉強をされていらっしゃるゼミですとか、学生さん、あと、大学の先生、そういったところに対して広く声をかけることによって、そういう食品の研究をされていらっしゃる学生さんたちが、ちょっと疑問に感じるとか、そういったものに対して「自ら評価」を挙げるといったようなものは難しいでしょうか。

○合田座長 事務局、どうですか。

○矢田総務課長 良い御提案をいただいたかと思えます。大学の学生さんたちに、どういう形でアプローチするのか、例えば、学部なり講座なり、多分、食品安全委員会の専門委員の先生の中でも、大学等で、そうしたことを教えていらっしゃる方もいらっしゃるかと思えますので、どういう手法でアプローチすることが可能かというところは、ちょっと事務局で検討させていただければと思います。

○合田座長 ありがとうございます。

多分、今日出られている方も、また、様々な委員会に出られている先生方も、そういう関係者、ちょうど意見を出すべき相手をよく知っていらっしゃる方も多いと思いますので、やはり、一定の水準のある人から意見を集めるというのが、この状態は、多分、一番大事なことなのではないかと思えます。そういう意味で、その辺も考慮して、実際に適切に、どういうものをやればいいのかという情報が集まるよう工夫していただければと思います。

色々な形で、食品安全委員会につながっている方というのは、たくさんいらっしゃると思うのです。そこにうまく、こういう意見を出す道があるよということをお伝えいただく

のが、一番いいのではないかと思います。

よろしくをお願いします。

では、鬼武先生が、先ほどから挙げられていましたけれども、鬼武先生は、よろしいですか。

○鬼武専門委員 今回の案件候補に関してですが、私は平成28年、29年のところは、かなり候補数が低かったのに比較して、昨年の36件というのは、事務局の方が、かなり頑張って、数としては上げていただいたということで、努力の結果だというふうに評価をしています。去年は、結果としては、数としては多かったと、私は評価していますので、その点は、今年も事務局の方は、COVID-19影響の関係があるので、結構コミュニケーションは難しいのでしょうけれども、積極的にやっていただきたいというのが1点です。

それから、もう一つ、もし、可能ならばお願いなのですが、参考資料のほうの11ページ以降に「自ら評価」の案件、この間の経緯があります。

それで、平成28年以降は「自ら評価」の案件として設定されていないという、これだけのカラムになっているのです。

しかし、実際は、先ほど資料1にもありますように、リスクプロファイルの改訂をするとか、調査・研究のための準備を事務局のほうと専門調査会のほうに図って、とりあえず調査をしましょうとやったら、案件候補に挙がる以前のものについて努力した結果があると思うのです。それを別添の2かどこかで、一応、資料としてつけておかないと、経過として、例えば、ハザードとしてクドアについては、こうなったというのが分かるのですが、アニサキスはどうなったのでしょうかと、0157については、どうなったのでしょうかというのが、ある程度分かるようにして一覧表にさせていただくと、多分「自ら評価」としては、こんなに努力をしているのだなというのが分かると思うのです。できたら、事務局のほうで、そういう点を資料としてつけていただくことはできないでしょうか。よろしくをお願いします。

以上です。

○合田座長 事務局、よろしいですか。非常に適切な意見をいただいたと思います。

○矢田総務課長 資料の作り方、工夫したいと思います。ありがとうございます。

○合田座長 ありがとうございます。

そうしましたら、ほかにございますか。

大西先生、お願いします。

○大西専門委員 大西です。

「自ら評価」のところなのですけれども、前回36件ということで、非常に関心が高く、多くの案件が集まったということで、非常にいい傾向であり、食品安全委員会の活動自体が評価されている一例というお話があったと思います。一方で、対象ではない、案件には挙がらない、選定としてどうかというような案件も多いこともお話の議論としてあったと思います。先ほどもお話がありましたが、「自ら評価」に入れていただく事例や、適切な対象になるようなことが関われるような案内とか、そういったところに関しては、もう一度少し御検討いただいて、引き続き、たくさんの御応募がある状態になるように御検討いただければと思います。

もう一点ですけれども、実際に、先ほど「自ら評価」でいろいろファクトシートを作られたり、いろいろな対応をされていると思いますので、そういった状態が資料なりホームページなりに分かりやすく情報提供いただければと思います。一つ一つの推移を追っていくというのは、なかなか難しいと思いますので、そういった分かりやすい情報発信についても御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○合田座長 大西先生、ありがとうございます。

事務局、よろしいですね。

○矢田総務課長 ありがとうございます。

○合田座長 それでは、2番目の議題、食品健康影響評価の案件の選定の進め方についてということは、特に、今、示していただいたもので基本的には問題ないのだろうと思いますので、事務局は、引き続き・・・

(阿知和専門委員からの挙手の表示)

○合田座長 分かりました。阿知和先生、お願いします。

○阿知和専門委員 阿知和です。

「自ら評価」のところで、平成15年度から始まって、最初は毎年1つか、1つ以上選定案件としてなっていたのですけれども、28、29、30、令和元年と選定されていなくて、先ほどの意見にもありましたとおり、選定されていない以外に調査しているものはいっぱいあるのですが、私、実際、昨年度から専門委員としてやらせていただいて、これはあくまで私の主観なのですがすけれども「自ら評価」の選定基準というのがあって、その基準に基づいて案件になるのか、ならないのかというのは判断するのですけれども、どちらかということ、こういう理由でないねという方向に行っているのが多いのかなと、私は感じていて、

昨年意見もいっぱい出ていましたので、調査してほしいという要望がそれだけあるということなので、私たち専門委員が、その意見をくみ取って、なるべく調査できるような方向にもっていけるようにしていったらいいのかなと感じています。

ちょっと選定基準のハードルが上がっているかは分からないのですが、私の主観では、これはできないね、できないねというよりは、なるべくできるような方向にもっていけるようにしていただけたらと思いました。

○合田座長 貴重な意見をどうもありがとうございます。

基本的に、安全性評価を何かしようと思えば、やはりベーシックのデータが要るのですね。ですから、食品安全委員会は、実際に研究テーマも研究費で幾つか選んでいまして、そういうデータが積み重なると、というか、少なくともそういう研究テーマの選定の部分には、いただいた御意見というのは、かなり反映されるのだらうと思っています。まず、データを取ってからでないと評価ができないというのが基本的なところだと思うのです。そこがすごく難しいところだと思います。

それで、ある程度、世界的に議論があって、これはもう評価ができるデータがありそうだというのは、食品安全委員会は対応できて、動くのですね。評価ができないものというのは、基本的に常に、どういうデータを取ればいいのかというところから、まず、議論しなければいけないという、そういうような状態だと思います。

ですから、いろいろな意見を集めていただければ、まずは、試験・研究を行う部分に反映をされるのだらうと、私は思っています。よろしいですか。

ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは、今の健康影響評価の案件の選定の進め方についてということは、特に大きな改訂はないということで、このまま手続を進めていただくようにお願いします。

それでは、3番目の議題に入ります。

「令和2年度食品安全委員会の緊急時対応訓練について」ということで、事務局、説明をお願いします。

○矢田総務課長 それでは、お手元に資料3-1、3-2を御用意ください。

資料3-1のほうの緊急時対応訓練計画は、前回の企画等専門調査会で御審議をいただきまして、御承認をいただいたものでございます。

基本的に、昨年度と同様に、研修と確認訓練という2本立てで研修を実施していくことにしているものでございます。

これを踏まえまして、今年度の緊急時対応訓練をこういう形で進めていったらどうかというものを、資料3-2という形で用意をしております。

資料3-2のほうを御覧ください。

今年の研修ですけれども、初めに新任者研修ということで、食品安全委員会に新たに異動してきた方を中心に、食品安全委員会で緊急時対応を手順とか、特に重要な情報発信で、委員会のホームページに情報をどういうふうに掲載するのかというところについての研修を、毎年、ふだんは4月にやっていたのですが、今年はCOVID-19への対応もございまして、実施は5月にずれ込んでしまいましたけれども、これは既に実施をしております。

続きまして、真ん中のところに実務研修ということで、今年も2回の研修、講習会を実施していきたいと思っております。

時期も6月から7月ぐらいに1回、それから、夏以降秋までに1回というような形で考えていきたいと思っております。

1つは、情報収集・発信ということで、講師の方をお招きいたしまして、これは、昨年の続きということになろうかと思っておりますけれども、緊急時の情報収集から発信までの基本的な知識、技能の習得ということで、グループワーク等を実施するような研修を実施したいと思っております。

もう一つの緊急時対応事例研修会というのは、先ほどの「イレギュラー」の話題とも少し重なるかと思うのですが、過去に緊急時対応を経験した者を講師としてと書いてございますが、これは、東日本大震災の後、放射性物質による食品汚染が話題になりました、食品安全委員会でも非常に忙しく対応したことがございます。

ちょうどその頃に事務局の幹部職員として勤務を経験された方に、当時の経験を語っていただく場を作ったかどうかということでございまして、今、そのための準備を進めているということでございます。

そういったことで、先ほどの「イレギュラーな事態」への対応の1つの例になるのかとも思いますけれども、今年、まずそうした訓練を1つ入れ込んでみているということでございます。

最後の確認訓練でございますけれども、これは、昨年と同様、関係省庁と協力しての訓練ということでございます。

具体的なシナリオにつきましては、関係省庁と秋以降相談をした上で、12月に実施ということになりますので、詳細は、ここに記載しておりませんが、関係省庁と協力した上で、恐らく12月頃になると思っておりますけれども、確認訓練を実施していきたいと考えております。

この中でも、また、いろいろどういう設定にするのかということについて、関係省庁といろいろ情報交換をしながら、いい訓練になるようにしていきたいと思っております。

私からの説明は、以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ある方は、Webexの、神村先生、お願いします。

○神村専門委員 神村です。

Web参加も可能とするという記載がありますがけれども、こういう新型コロナの事態であれば、原則Web参加をやってというふうな、もう少しWebに重きを置いたような訓練も必要ではないかと思いました。

以上です。

○合田座長 事務局、どうですか。

○矢田総務課長 ありがとうございます。

実は、職員のほうも、今、テレワークとかも組み合わせて、出勤を減らすような対策を5月はやってきておりまして、特に5月の新任者研修なども、なかなか全員が職場のほうに集まるという日が取れないものですから、自宅でテレワーク中の職員も、この研修に参加できるということで、Web参加も可能とするという形でやらせていただきました。

この後の動向がどうなるかというのは、なかなか見えないところもありますけれども、必ずしも職員が全員設定した研修会の日、この赤坂のほうの建物のほうに出勤できるかどうか分からない状況でもありますので、我々職員の研修に当たって、Web参加もできるような形で開催をしていこうということで、今、準備は、その方向で考えております。

○合田座長 ありがとうございます。

有路先生、よろしく申し上げます。

○有路専門委員 今の議論と関係するのですがけれども、最終的な確認訓練も実際は、全員で集まって通常の対応ができるかということ、そうでもないことも想定されるわけで、普通の今までやられているような緊急時対応の訓練だけではなくて、要は足かせといいますか、情報の共有手段等が制限されている状態での訓練というものも検討されたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

事務局、どうです。

○矢田総務課長 ありがとうございます。

確認訓練、先ほどから申し上げていますように、関係省庁共同でやるということですので、その設定の仕方として、まさに、今回のような出勤回避みたいな状況がある中での確認訓練のやり方あるいは対応についてもやっておいたほうがいいのではないかみたいな話

は、よく提起をして議論をしてみたいと思います。

○合田座長 ただ、ネットがつながらない状況になってしまうと大変ですね。その辺も考えると、なかなかどこまで考えるのかなというのも思わないわけではないですけども、ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、ただいま、幾つか御意見が出ましたので、それも含めながら令和2年度の緊急時対応訓練を実施していただきたいと思います。

事務局、どうぞ、よろしくをお願いします。

それでは、今日の議題は、一応、これで終了しましたけれども、事務局のほうから、この後、何かございますか。

○矢田総務課長 議題としては、これ以上ございません。

○合田座長 では、日程の問題は、どうなっていますか。

○矢田総務課長 次回の日程でございますけれども、11月頃の開催を予定しておりますけれども、具体的な日程、また、どういった開催方法にするかということにつきましては、後日、事務局から御連絡をさせていただければと思います。

議題につきましては、先ほど申し上げましたとおり「自ら評価」の公募をいたしますので、それについての御審議ということと、それから令和2年度の運営計画の中間報告ということで、ちょうど年度の折り返し地点を過ぎているところでございますので、今年の運営計画の実施状況の中間報告をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○合田座長 どうもありがとうございます。

皆様、よろしいですか。御発言されたい方はいらっしゃいますか。

それでは、以上をもちまして、第30回の「企画等専門調査会」を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。